

随意契約締結状況(100万円以上)

[令和7年2月～令和7年3月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の 名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	北海道ブロック血液センター 空調設備室外機部品交換工事	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令7年2月13日	新菱冷熱工業株式会社北海道支店 札幌市中央区北5条西6丁目2-2	¥1,870,000	同社は、当該設備の施工業者で仕様等を熟知しており、適切な修繕が可能な唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	北海道赤十字血液センター 案内看板の調達	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令7年2月24日	コクヨ北海道販売株式会社 札幌市白石区東札幌5条5丁目1番7	¥1,729,310	契約の目的物件の予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるときに該当する。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)	
3	北海道赤十字血液センター 移動採血車における職域予約記念品の調達 (boxティッシュ:6,500個)	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令7年3月14日	株式会社都屋 福岡県福岡市中央区渡辺通3-6-22	¥1,465,750	予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当する。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
4	北海道ブロック血液センター 温度監視システムの保守	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和7年3月19日	株式会社チノー 東京都板橋区熊野町32番8	¥9,348,900	同社は、当該設備の設置業者でシステムの仕様等を熟知して熟知しており、適切な業務が可能な唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	